

株式会社マキノハラボ

役員報酬規程

第1条（報酬額）

取締役の報酬額は、役職、職務内容及び責任等を勘案し、会社法第361条に基づく株主総会の決議により別に定める。

第2条（支払方法）

- 役員報酬は、毎月25日に本人名義の金融機関口座へ振り込む。
- 支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、その直前の営業日に支払う。
- 所得税、社会保険料その他法令上控除すべき金額がある場合は、これを控除した額を支払う。

第3条（就任及び退任時の取扱い）

取締役が月の途中で就任又は退任した場合における当月の報酬の取扱いは、報酬額を定める株主総会の決議において別に定める。

第4条（改廃）

この規程の改廃は、株主総会の決議による。

附則

この規程は、令和8年8月20日から施行する。